

海老名市森林整備計画

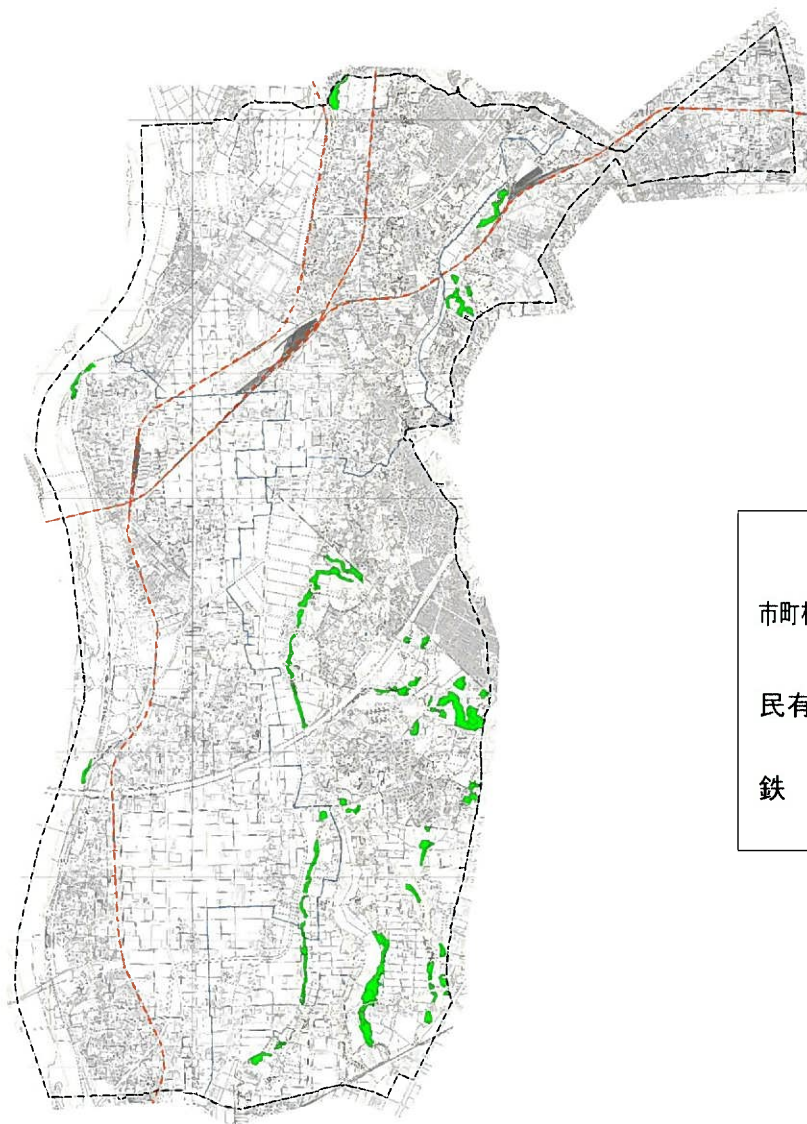
計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

神 奈 川 県

海 老 名 市

第五期

市町村位置図



- (凡例)
- 市町村界 -----
 - 民有林 
 - 鉄 道 - - - - -

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備の方法に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	12
第4	公共的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公共的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14

4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	18
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保険施設の設備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	19
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	20
7	その他必要な事項	20

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県を中心部に位置し、南北に長い地形である。その中央には相模丘陵の西崖が縦断し、西部の水田地帯を主とした平地と東部の丘陵地帯に大きく二分される。気温や降水量は神奈川県の平均値と概ね変わらず、平成 29 年度から令和 3 年までの 5 年間の平均気温は 16℃前後で、年降水量は 1,300～1,800 mmとなっている。

本市の総面積は 2,659ha で、地域森林計画対象民有林面積は 32.72ha である。そのうち、スギを主体とした人工林面積は 4.45ha であり、人工林率は 13.60%で、県平均よりかなり低い値であるとともに、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかしながら、市街地における緑地としての景観や森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることを考慮し、本市における人工林の保全推進及び住宅地周辺の森林整備を推進することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

住宅化の進んだ本市における森林は、残された里山林を保全し、地域住民にとって快適な生活環境の一端を担うとともに、自然と身近にふれあえる憩いの場として位置づけ、森林整備においては地域の住民参加が期待できるものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市においては森林整備の基本的な考え方について、神奈川地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、快適で潤いのある生活環境保全のための保安林としての整備を推進する。

具体的な森林施業の推進方策として、森林の生活環境保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進が求められていることから、森林とのふれあい施設及びその周辺の森林では景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供することとし、居住地周辺に残された里山林等においては住民参加による森林整備を推進することとする。また、地域の住民参加による森林づくりが図られるよう、その仕組みを構築す

るとともに、森林所有者に対して、地域住民の参加による地域住民の森林づくりへの取り組み等の理解・協力を働きかけ、地域の活性化を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業経営的な森林施業は行われていないため、該当なし。

Ⅱ 森林の整備の方法に関する事項

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

神奈川地域森林計画で定める「立木竹の伐採（主伐）に関する指針」に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、立木の標準伐期齢を次のとおり定める。なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本 市 全 域	40 年	45 年	35 年	50 年	10 年	20 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地になることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、小面積かつ分散的に行うこととし、その伐採面積の規模は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合であっては40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、趣旨の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

なお、集材・搬出に当たっては、国伐採・搬出指針を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考え方に基づき、適切な作業システム及び作業機械を選択する等現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね 20° 以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) ウインチ付グラップル等	チェーンソー・ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね 20～35° 〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) ウインチ付グラップル等	チェーンソー・ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェーンソー	フォワーダ又はトラック
急峻地 〔概ね 35° 以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ、自走式搬器等	チェーンソー	フォワーダ又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする。

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする。

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね 35° 以下〕	架線系	簡易な架線系集材（ジグザグ集材）	チェーンソー	フォワーダ又はトラック

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

神奈川地域森林計画で定める「造林に関する指針」に基づき、適地適木を旨として、自然条件等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のとおり定める。

樹 種 名	備 考
スギ・ヒノキ・マツ・コナラ・ケヤキ・ミズキ	郷土種の選定等森林の生物多様性の保全に留意すること。

注1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注2) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

単層林施業における主要樹種の 1 ha あたりの植栽本数については、次に示す標準的な植栽本数を指針とする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

- 注）1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。
2. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市町村の森林担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定する。
3. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。
4. 特に効率的な施業が可能な森林の区域において、低密度植栽を行う場合は、2000 本/ha 以下で植栽する。

イ その他の人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行うものとする。実施に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林一貫作業システムの導入、低密度植栽など造林の省力化と低コスト化に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木柵積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
種付けの方法	正方形植えを原則とし、種付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	原則として、4月～6月中旬までに行うものとする。 なお、コンテナ苗は、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、樹幹の太さが梢の方に行くに従って急に細くなりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材生産を念頭においた施業となること、及び下刈誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意して、必要に応じた獣害対策、下刈り、つる切等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

神奈川地域森林計画で定める「伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定める。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

天然更新の対象樹種	スギ・ヒノキ・マツ・クヌギ・コナラ
ほう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ・ヒノキ・マツ・クヌギ・コナラ	10,000 本/ha

注) 天然更新を行う際には、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの下部から多数発生した萌芽のうち、余分な物を摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

神奈川地域森林計画で定める「天然更新の完了に関する指針」に基づき、5 年を経過した時点で状況を確認するとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

神奈川地域森林計画で定める「伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

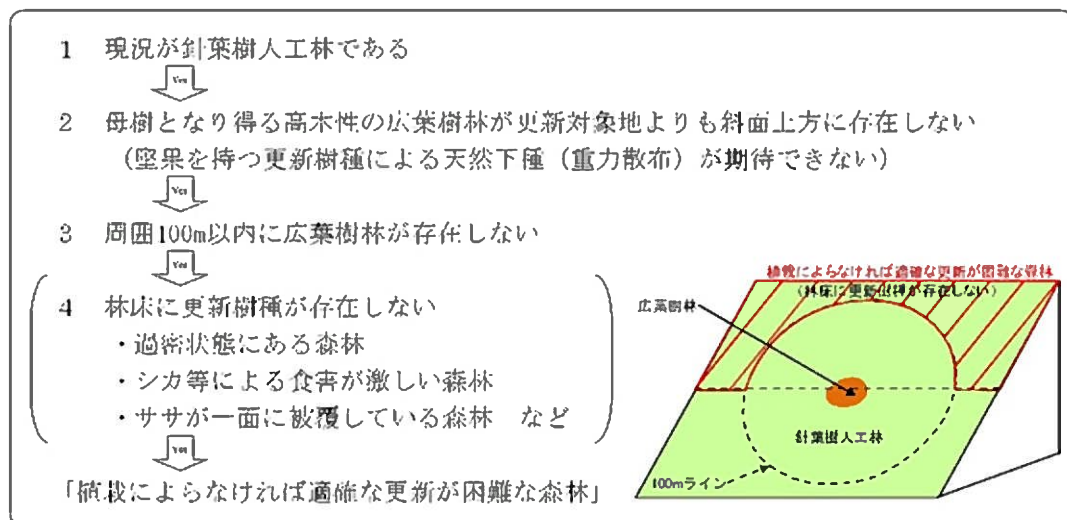
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3－2 の 4 により次の森林とする。

- 1 現況が針葉樹人工林である。
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない。）
- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。
- 4 林床に更新樹種が存在しない。（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

（「天然更新完了基準書作成の手引きについて」 3 の 3－2 の 4 より抜粋）



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指定

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の（１）による。

イ 天然更新の場合

2 の（１）による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を 10,000 本/ha とする。なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余分高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

神奈川地域森林計画で定める「間伐及び保育に関する指針」に基づき、森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を目的として、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を次のとおり定める。

樹種	植栽本数 本/ha	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
スギ	2,500 ～ 3,500	15年 前後	25年 前後	35年 前後			①開始時期 樹幹がうっ閉し 主林木相互間に 競争が生じ始め た時期とする。 ②間伐率 各回とも20～ 30%の率で林分 により調整し実 施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構 成されるよう配 慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産 目標等により、 時期・回数・間伐 率を調整する。	短伐期
		15年 前後	25年 前後	35年 前後	50年 前後	65年 前後		長伐期
ヒノキ	2,500 ～ 3,500	18年 前後	28年 前後	38年 前後			スギの①～④に 準ずる。	短伐期
		18年 前後	28年 前後	38年 前後	53年 前後	68年 前後		長伐期

2 保育の種類別の標準的な方法

神奈川地域森林計画で定める「間伐及び保育に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢				標準的な方法	備考
		初 回	2 回	3 回	4 回		
下 刈	スギ	7 年生まで年 1 回 (雑草木の状態によっては、2～5 年目には 2 回刈りを行う)				下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から 7 年間に 7～9 回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年 1 回の場合は 7 月頃、年 2 回の場合は 6 月と 8 月に行う。 必要に応じてつる切をあわせて行う。	
	ヒノキ						
除 伐	スギ	10 年以降 随 時				除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 また、あわせて造林木で成木の見込のない不良木を除去する。 ※ 2 回目以降は随時行う。	
	ヒノキ	10 年以降 随 時					
枝 打	スギ	9 年 前 後	13 年 前 後	17 年 前 後	22 年 前 後	枝打は、最下枝の直径が 7～8 cm になった時実施する。枝打はていねいに幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないように仕上げる。 ※ 長伐期の場合、5 回目以降は必要に応じて行う。	
	ヒノキ	11 年 前 後	15 年 前 後	19 年 前 後	24 年 前 後		

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市の私有林人工林面積は、小さく、森林経営管理制度の活用を見込める森林がないため、該当なしとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第 2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

本市では、令和 2 年度にナラ枯れ被害が初めて確認され、以降、令和 3 年度、令和 4 年度と被害が生じている。被害量は年度を追うごとに減少しているが、被害木は倒木の危険性が高いため、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」も参考に、引き続き状況を注視するとともに、森林所有者への周知を行う必要がある。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の住民の生活に深くかかわりのある里山林等は、都市生活において重要な役割を担っていることから、森林所有者の意向を踏まえつつ、身近な里山林等を保全しながらも、地域の特性を生かした利用を推進することとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民参加による植樹等の取組により森林づくりに対する理解と関心を深める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし

～付属資料～

- 1 用語の解説
- 2 森林整備計画概要図

用語の解説

項 目	内 容
森林	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 2 条により、次のものをいう。ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 ア 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 イ アの土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
里山林	居住地域近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林。
国有林	森林法第 2 条第 3 項により規定される国が所有・保有する森林をいう。
民有林	国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される。
公有林	次の森林をいう。 1 県 有 林：県が所有・保有する森林 2 市町村有林：市町村及び市町村が組織する組合（地方自治法第 284 条）が所有・保有する森林 3 財産区有林：財産区（地方自治法第 294 条）が所有・保有する森林
私有林	民有林のうち、公有林以外の森林をいう。
市町村森林整備計画	森林法第 10 条の 5 に基づき策定する、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想。
地域森林計画対象民有林	森林法第 5 条に基づき都道府県知事が策定する地域森林計画により定められた森林。
立木地	人工林と天然林をいう。

項 目	内 容
無立木地	伐採跡地及び未立木地をいう。
人工林	人工造林によって造成された森林をいう。 なお、人工林とは反対に、主として天然の力によって発芽、成立した森林を天然林という。
伐採跡地	伐採後の経過期間が2年以内で、まだ更新をしていない土地をいう。
未立木地	樹木が生育していても、樹幹投影面積が土地面積の30%未満の土地をいう。ただし、林内放牧などに利用されているもの及び採草地、採土地、採石地、災害跡地、岩石地は含める。(伐採跡地は除く)
林分（ポリゴン）	森林を構成する姿がほぼ一様で、森林の取扱単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたもの。
人工林率	森林面積に対する人工林面積の割合をいい、 人工林面積 ÷ 森林面積 × 100 で算出する。
公益的機能別施業森林	森林の有する機能のうち、公益的機能（水源かん養機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能）の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域をいう。
単層林・単層林施業	単層林とは、樹木の枝葉の空間である樹幹が連なった林冠が一つの層の森林のこと。 単層林施業とは、森林を構成する材木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工更新により森林を造成する施業をいう。
長伐期施業	通常の単層林施業（短伐期施業）が、標準伐期齢程度で伐採・収穫を行うのに対し、大径材生産を目的として、通常の伐期齢より高い林齢級を伐期とする施業のことで、本計画においては、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行うこととしている。

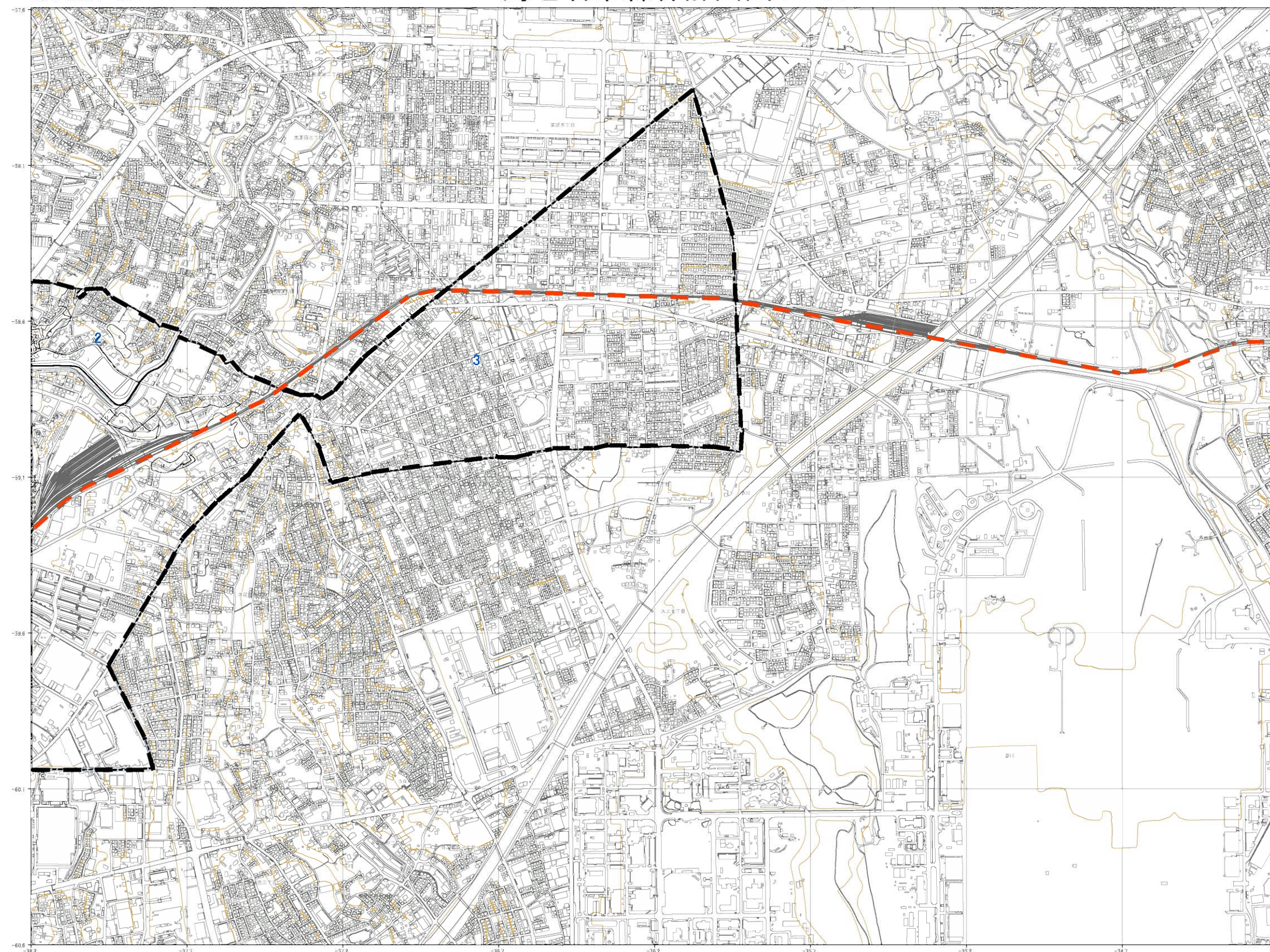
項 目	内 容
標準伐期齢	平均成長量（材積÷林齢）が最大となる林齢を基準として、既往の平均伐期齢を勘案して定めた年齢をいう。
材積	木材や樹木の体積をいう。
更新	伐期に達した成熟林分などを伐採、あるいは生産性の高い人工林に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをいい、更新には人工造林と天然更新がある。
人工更新	伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、跡地に植栽または種子を播きつけて林分を仕立てることをいう。
天然更新	主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。
萌芽更新	樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させ、育てることによって林分を仕立てることをいう。
天然下種更新	一部の母樹を残し、自然に散布した種子が林地に発芽し林分が形成されることをいい、発芽を促進するため、地表のかき起こし、雑草の刈り払い、有用樹種の補植など適当な補助作業を行うことがある。
母樹	優良な形質をもった種子などの採集の対象となる樹木をいい、林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号）に樹種や取扱などが定められている。
造林	人工造林または天然更新によって林分を仕立てることをいう。
人工造林	苗木の植栽、さし木等人為的な方法により森林を造成することをいう。地ごしらえ、植栽などの作業を行う。

項 目	内 容
地ごしらえ	人工造林の準備作業であり、造林地にある雑草木を刈り払い、伐採木の枝条などを取り除いて苗木の植え付け等に適するように整理すること。
間伐	主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引き、生産目的に合った木材を生産するため、樹木の密度を調整すること。
下刈	造林木の成長を妨げる雑草木を刈り払うこと。
枝打	節のない優良材をつくるために、計画的に一部の下枝を刈り取ること。
除伐	新植地が概ねうつ閉したときに行う手入れで、育林の対象となる樹木の生育の妨げになる他の樹木を切り払う作業をいう。
主伐	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することをいう。 間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び林木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
保安林	森林法第 25 条又は第 25 条の 2 に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により 17 種類に分類される。

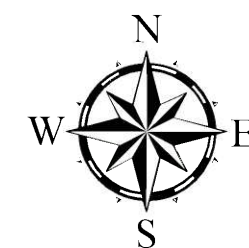
森林整備計画概要図

海老名市4-01

海老名市森林計画図4-01



02	01
03	
04	



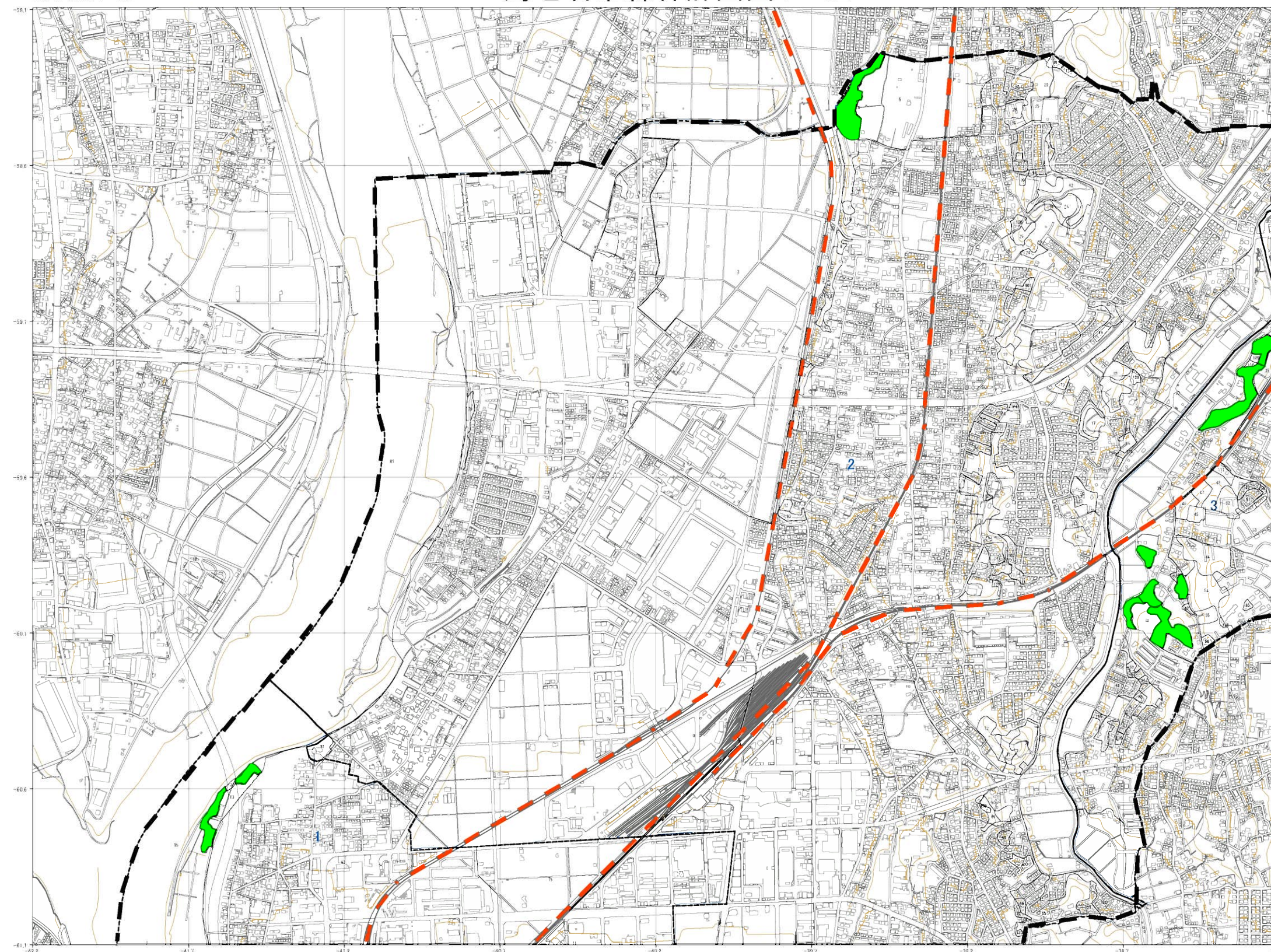
神奈川県



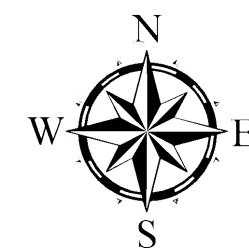
海老名市4-01

海老名市4-02

海老名市森林計画図4-02



02	01
03	
04	

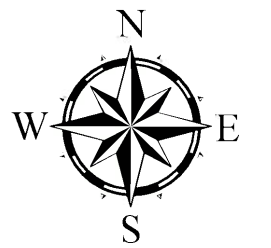
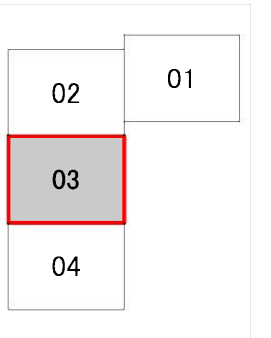
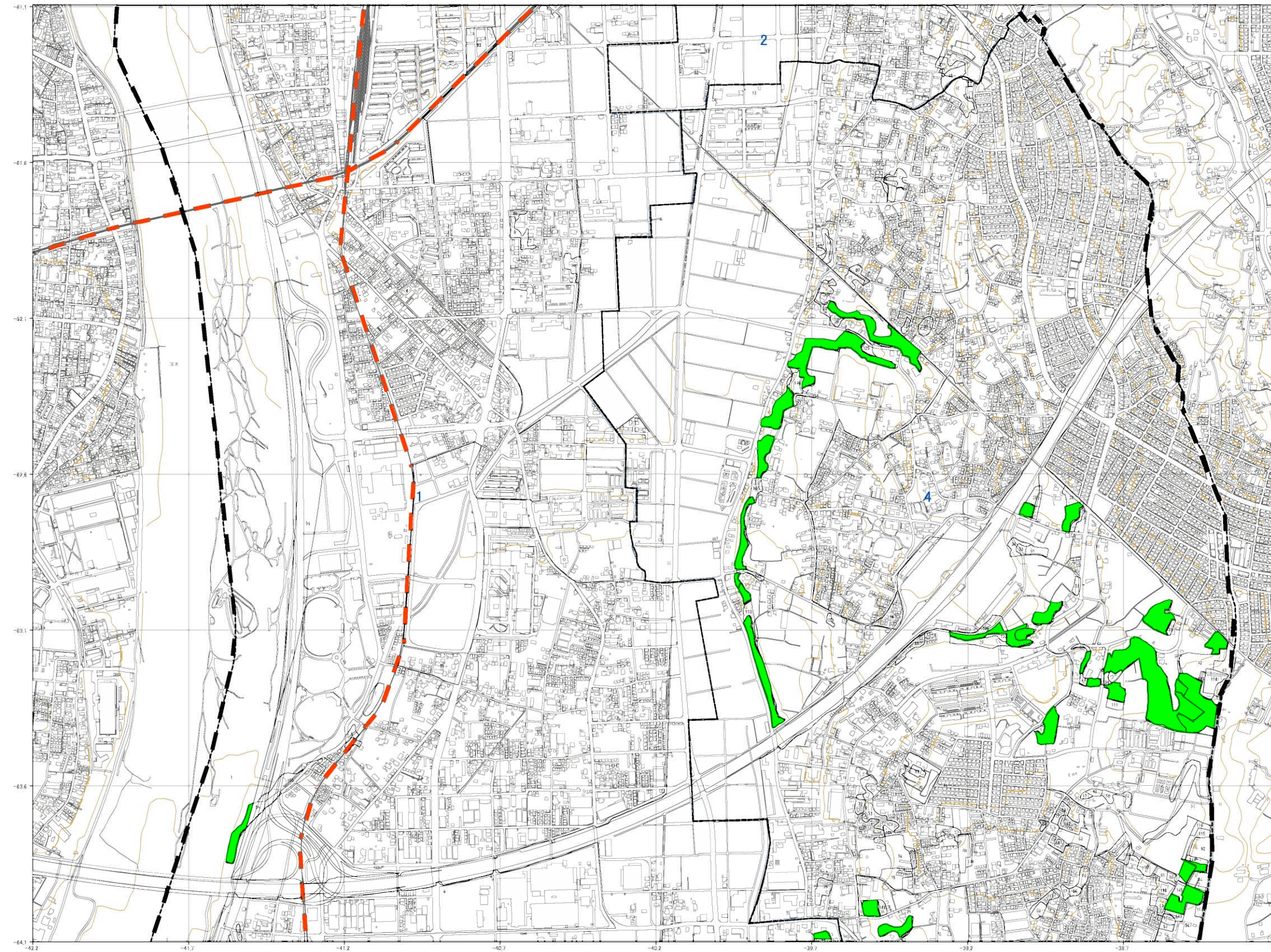


神奈川県

海老名市4-02

海老名市4-03

海老名市森林計画図4-03



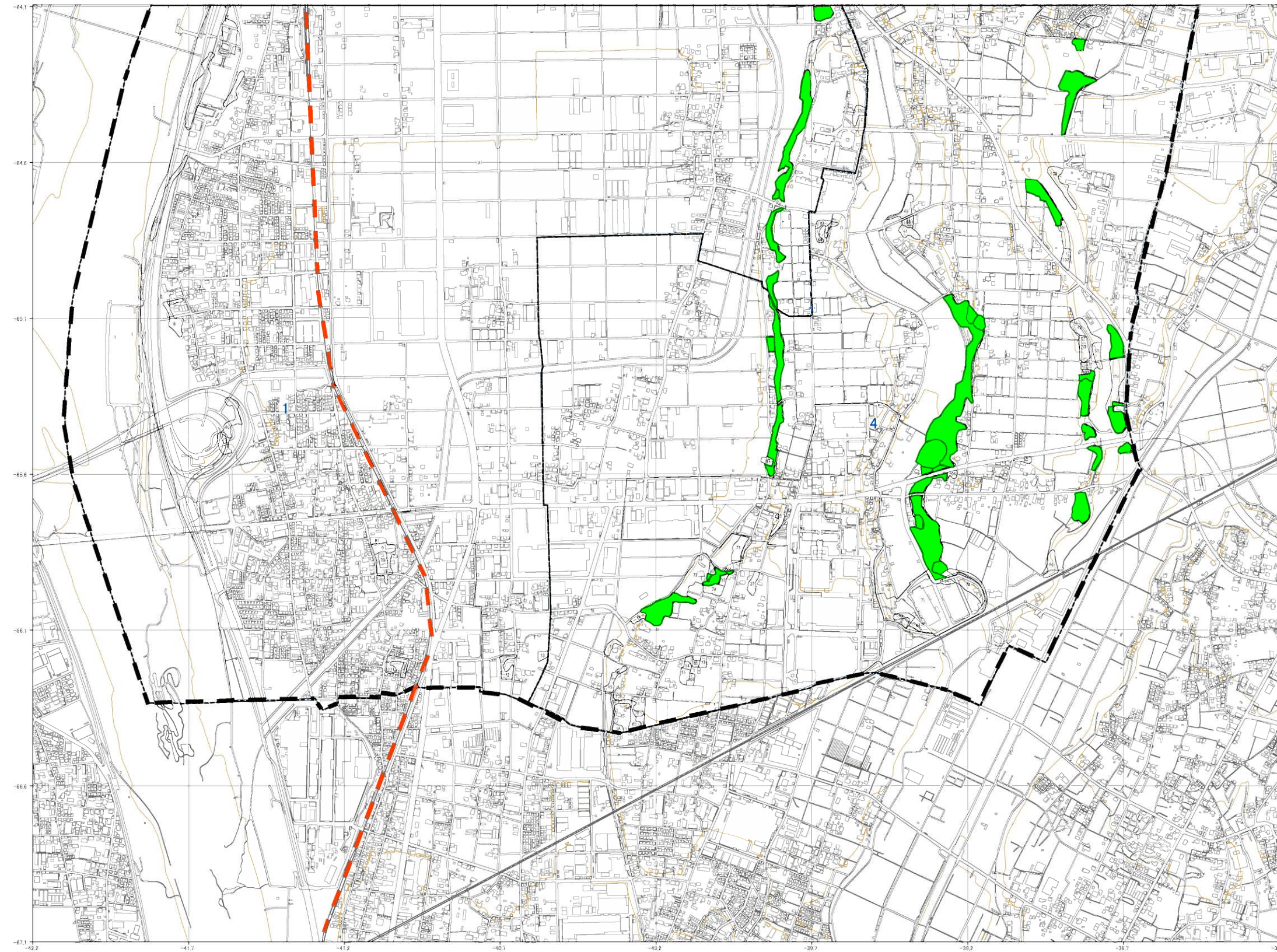
神奈川県



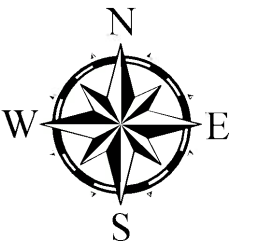
海老名市4-03

海老名市4-04

海老名市森林計画図4-04



02	01
03	
04	



海老名市4-04

神奈川県